

女もすなる Jiu-jitsu:
二十世紀初頭のイギリスにおける女性参政権運動と柔術
English Women Do Jiu-jitsu
The Women's Suffrage Movement and its Jiu-jitsu Practices
in the Early Twentieth Century England

岡田 桂

関東学院大学文学部比較文化学科

Kei OKADA

Kanto Gakuin University, Faculty of Letters, Department of Cultural Studies

キーワード: イギリス、女性参政権運動、柔術、身体文化、文化伝播

Key words: suffragette, jiu-jitsu, physical culture, cultural diffusion

抄 録

本稿では、二十世紀初頭のイギリスにおいて、女性参政権運動家たちによって実戦の手段として柔術が学ばれ、その運動の後期にはリーダーを警察権力から守るため女性による柔術ボディガード団が結成されたという事例を考察する。イギリスでは十九世紀末から柔術がブームといえるほどの急激な広がりを見せたが、本論ではまず、女性による実践に先立つイギリス社会への柔術の浸透を先行研究に基づいて説明する。続いて、如何にして女性参政権運動と柔術が結びついていくことになったか、さらには当時のイギリス社会で女性による柔術実践というものがどのように表象され、認識されていったのかを、新聞や雑誌メディアの資料に基づいて検討する。そして、当時の世界において新興国であった日本の柔術という文化が、近代という時代の中心に位置した当時のイギリスに伝わり、その意味を変容させながら定着したという文化伝播の事例として位置づけ、文化が経済・社会的諸力から離れて一定の自律性を持つという文化ヘゲモニー論の説明可能性の一つとして提示する。

スポーツ科学研究, 10, 183-197, 2013 年, 受付日: 2013 年 2 月 28 日, 受理日: 2013 年 9 月 25 日

連絡先: 岡田桂 関東学院大学文学部比較文化学科 〒236-8502 横浜市金沢区釜利谷南 3-22-1

E-mail: kokada@kanto-gakuin.ac.jp

I. はじめに

1. 問題設定

柔術は日本の伝統的な武術である。また、その有力な一派である柔道はオリンピックの公式種目にも採用され、現在では国際的に受容された日本文化のひとつとなっている。しかし、その柔術や柔道が欧米をはじめとして海外へ伝播し始めた

のは十九世紀末葉からであり、その拡散の歴史は一般に考えられているよりもはるかに長い。本稿ではそうした歴史の中でも、二十世紀初頭のイギリス人女性参政権運動家たちが、女性の政治参加を巡って激しい闘いを繰り広げる過程で組織的に柔術を実践し、女性による柔術ボディガード団を結成したという興味深い事例を考察する。

考察にあたっては、まず、女性による柔術実践に先だって起こったイギリスにおける柔術ブームについて先行研究を参照しながら概略し、二十世紀初頭のイギリス社会における柔術の意味と位置を明らかにする。次いで、ブームによってイギリスに浸透し始めた柔術を女性が実践してゆくことになる経緯を、さらには、それが高まりを見せる女性参政権運動という政治的文脈の中で如何に機能し、また如何なるイメージを喚起したかを論述する。こうした考察を通じて、イギリスにおいて柔術が担った価値観のジェンダー差、階級差が明らかになると共に、柔術という日本文化が、その意味や価値観をずらしながら他地域に受容されたという文化転移の事例としての側面も浮かび上がることになる。

2. 先行研究の検討

これまで、十九世紀末から二十世紀初頭のイギリスにおける柔術の受容に関しては幾つかの研究が存在する。当時のイギリスにおける身体文化 (physical culture¹ = 身体鍛錬、フィットネスやボディビル) の元祖との関係から柔術の流行を歴史・社会的に読み解いたものとして、岡田 (2005、2010) が、また主に身体文化そのものを論じる上で柔術に言及したものとしてマイケル・アントンバッド (1997) が挙げられる。また、文学表象における柔術に着目し、同じく身体文化との関連から考察した研究として、木下 (2003) が存在する。しかしながら、管見の限り当時のイギリス人女性による柔術実践、および女性参政権運動との繋がりについて包括的に考察した研究は存在していない²。従って、本稿ではこれまでの先行研究を踏まえた上で、女性による柔術の受容というジェンダー的側面と、さらには参政権運動と武術実践の結びつきという社会的側面に関して、新たな知見を提供することになる。また、各先行研究の内容に関しては、本論中で適宜参照してゆく。

II. イギリスにおける柔術の到来

1. “バーティツ (Bartitsu)” としての紹介

ショートとハシモトによる著書『Beginning Jiu Jitsu Ryoji-Shinto Style』の記述によれば、イギリスにおいてはじめて柔術が紹介された記録は、1892 年 4 月 29 日のジャパン・ソサエティ第一回会合であったという。この際、当時の日本銀行ロンドン支店主事であり、自らも楊心流柔術の使い手であったタカシマ・シダチ (Takashima Shidachi) という人物によって、柔術・柔道の歴史と発展に関する図解を用いた講演が行われた (Shortt and Hashimoto 1979:p.44)。しかし、これは限られた聴衆を対象にした会合であり、この時点では、柔術はいまだイギリス社会において認識される段階にはなかった。“Jiu-Jitsu” が一般的なイギリス人に認知されるきっかけとなるのは、1899 年、エドワード・ウィリアム・バートンライト (E. W. Barton-Wright) による日本人柔術家の招聘と、自らが考案したと主張する護身術“バーティツ (Bartitsu)” の記事が『ピアソンズ・マガジン (Pearson's Magazine)』 (1899 年 3 月号) に掲載されて以降のことである。

技師として日本に滞在した経験のあるバートンライトは、短期間ではあるが柔術の指南を受け、帰国後、他の様々な格闘技の要素と折衷した総合的な護身術であるバーティツを考案し、ロンドンに道場を開いた。バートン (Barton) によるジュージュツ (Jiu-Jitsu) を表す造語がバーティツという訳である。バートンライト以降のイギリスにおける柔術受容に関しては、既に先行研究 (岡田 2005、2010) において詳述されているが、同内容に沿って概括すると以下ようになる。

バートンによる新奇な護身術は、当時の人気雑誌『ピアソンズ・マガジン』に数回にわたって掲載されたこともあって、それなりに一般の人々の耳目を集めはしたが、彼自身、柔術に関しては人に指南するほどの技量ではないことを自覚していたため、日本から専門の柔術家を招き寄せることに

した。この時、イギリスにやってきたタニ・ユキオ（谷幸雄）と、後に合流したウエニシ・サダカズ（上西貞一・通称 Raku）が、その後のイギリスにおける柔術の認知に多大な貢献を果たすこととなる。レッスン料が高額であったことなど、種々の理由によってバーティツ道場が短期間で閉鎖された後、タニとウエニシはイギリス人マネージャーと共にイギリス各地を精力的に巡業し、未知の文化であった柔術を自らのデモンストレーションによって徐々にイギリス社会に浸透させていった。

2. 柔術のイギリス巡業と認知の高まり

タニとウエニシによる巡業が始まった当初、ほとんど知名度のない柔術の公演に観客を集めるため、彼らは各地域において一種の芸人でもある怪力男 (strong man) やレスラー、ボクサーを対戦相手として募り、高額賞金を賭して無差別の試合を行うという方法をとった。当時、タニは身長一五〇センチ、体重六〇キロ足らずであり、体躯で大幅に優るイギリス人の猛者たちにとって、この条件は非常に有利に映ったようである。しかしながら、相手の力を利用して自らを利する柔術の技によって、こうした対戦は日本人柔術家の完勝記録を積み上げてゆくこととなった。ノーブルの記述によれば、タニはある六ヶ月にわたる興業ツアー中、一週間に平均二〇人、全体の合計で五〇〇人以上の挑戦者を倒したという。さらにウエニシに関しては、当時の身体文化雑誌の記述を引用して以下のように述べている。

雑誌『ヘルス・アンド・ストレングス・マガジン (Health and Strength Magazine)』には、こうした様子が、「私は幸運にも、これらの対戦の多くを目撃する機会に恵まれ、尚かつ、彼(ウエニシ)が 15 分の時間内に 6 人の敵を全て倒すのに失敗した事は一度たりともなかった。実際に私は、彼が各々の闘いの間にある必須の待ち時間を含めて、5 人を 10 分間で片づけるのを目撃した事がある」と描写されている (Noble 1996: p.23)。

もちろん、柔術は当初から好意的に受け入れられた訳ではない。事実、巡業の初期には、筋骨逞しいイギリス人の大男を小柄な東洋人がやすやすと投げ飛ばす様を見て、観客たちは一種のやらせか、あるいはどたばたコメディと見なしたという。しかし、こうした誤解にも屈せず地道にイギリス全土を巡ってゆく過程で、一般のイギリス人の間に柔術というものが広く認知されてゆくことになり、その到来からわずか数年のうちに、一種のブームを引き起こすまでに受け入れられてゆくこととなった。

この頃になると、柔術は、コナン・ドイルによるシャーロック・ホームズ・シリーズの一作『空き家の冒険』(1903 年) やバーナード・ショウの戯曲『バーバラ少佐』(1905 年) にも登場し、「東洋の未知なる秘技」といった存在から、一般の人々にもイメージすることが可能な格闘技としての理解が進んでいく。また、こうした文学作品におけるイメージとしての利用のみではなく、時を同じくして隆盛しつつあった、ユージン・サンドウ主宰の『身体文化』や、『ヘルス・アンド・ストレングス』といったフィットネス雑誌の元祖ともいえるメディアにおいても頻繁に取り上げられ、柔術に関する書籍も次々と発刊されるようになる。さらにはロンドンを中心として、イギリス人が柔術を実践する場としての道場も複数開設されていった。

III 柔術ブームと身体文化

こうしてイギリス社会に受容され、知名度を上げていった柔術だが、実際にはこの時期のイギリス社会には、柔術のブームを可能にする素地が既に存在した。一つは身体文化 (physical culture) の流行、もう一つは日清・日露戦争による日本への興味の高まりである。

身体文化とは、一九世紀後半からイギリスで大きな潮流となった、ボディビルやフィットネスの元祖とも言える健康志向・身体トレーニングの総称

である。ミシェル・フーコーが述べるように、イギリスを含め、近代以前のヨーロッパ社会においては身体とは所与のものみなされており、後から鍛錬することでそれを作り替えることができるという考えは一般的ではなかった³。こうした状況に対して、目指すべき理想の身体を実際のモデルによる写真や図解で提示し、その実現を可能とするためのトレーニング方法や身体に関する知識を具体的に提供したのが、雑誌や書籍を中心とした当時の身体文化メディアであった。そして、その名も『身体文化』という雑誌を主宰し、ブームの立役者となったとも言える存在がユージン・サンドウ (Eugen Sandow) であった。

マイケル・アントンバッドによれば、十九世紀中葉以前のイギリスにおいて「身体文化」という語彙はほとんど一般には流通していなかったという。それが世紀転換期から二十世紀初頭には、特定の意味を表す言葉として広く人口に膾炙し、この急速な普及はもっぱらユージン・サンドウその人と、彼による雑誌『身体文化』の影響に負っていると述べる (M. Anton Budd 1990)。サンドウは、ミュージック・ホールを巡って行く、自らの逞しい身体を使った怪力男 (strong man) の見世物で評判となり、その知名度と身体を武器に、雑誌や書籍を通じて自身が考案したトレーニング法や知識の宣伝・普及に努め、身体文化のカリスマ的存在となっていた。こうしてイギリスで一気に流行となった身体文化は、ヨーロッパはもとより、アメリカやオーストラリア、そして明治期の日本にまで広まりをみせてゆく⁴。

このような急激な身体文化の流行、即ち「身体の強さ・健康さ」に対する意識の高まりの背景には、当時の西欧を思想的に席卷した社会ダーウィニズムと、そこから導き出される身体の“退化”への怖れがあったと指摘できよう。(富山 1995) つまり、産業革命以降、急激な工業化を果たしたイギリスにおいては、劣悪な環境で働き、生活する、

都市の産業労働者たちの身体虚弱や不健康さが社会的な問題として浮かび上がり、それが将来におけるイギリス国民の“退化”をもたらす要因として取り沙汰されたということである。身体文化の流行は、こうした怖れに対する、主に下層中産階級からのリアクションであったと考えられる。

ここで今一度、柔術のブームに立ち返ってみると、その初期において対戦の相手となり、柔術の認知に一役買った怪力男たち (レスラーやボクサーも含まれる)こそ、この身体文化という価値観の代表的な体现者たちであったことに気づく。力自慢のショーに説得力を持たせるために身体を鍛え筋肉を身にまとった怪力男はもとより、当時のレスラーやボクサーもまた“強さ”のイメージを目に見える形で提示する存在であり得た。そして、柔術はその身体文化を代表する者たち即ち“強い”者、を打ち負かすことによって、より大きな注目を浴びることになったと言える。

さらには、日清・日露戦争における小国日本の電撃的な勝利は、イギリス社会に日本という国への興味を呼び起こし、身体の小さなものが大きな相手を打ち負かすという柔術の比喩的効果を促進することとなった。こうした時機が相まって、イギリスに柔術ブームがもたらされ、当初は身体文化に対するオルタナティブとして認知されていくが、後にイギリス人自身による実践を通じて柔術自体の理解・分析が進むと、次第に身体文化の一ヴァリエーション (レスリングなどの競技に近い身体技法)として消化・受容されていくことになった。

IV. イギリス人女性の柔術実践

パーティツという形での柔術の到来以降、その実践の中心となったのは上流～中産階級の人々であったと考えられる。それは、当初パーティツや柔術の記事が連載された雑誌 (『ピアソンズ・マガジン』、『サンドウズ・マガジン』、『ヘルス&ストレングス』など)の主な購読層が中産階級であったこと

や、わざわざ費用を支払ってまで稽古に励む時間的・経済的余裕がある層に限られていたことから推測できる⁵。そして、ジェンダー的にはやはり男性による実践が多数を占めてはいたが、中にはごく初期から柔術に携わる女性も存在した。確認できる限り、女性による初めての柔術指南書を著したエミリー・ダイアナ・ワッツ (Emily Dianna Watts [ロジャー (Roger) とともに称した])⁶ もその一人である。

ワッツは、記録によれば 1903 年頃から柔術を始め、ロンドンのゴールデンスクウェアに道場を開いていたウエニシ・サダカズの元で修行したという。そして三年のうちに自ら道場を開いて少年たちに柔道を教え始め、1906 年『The Fine Art of Jujutsu』を出版した。(Shortt and Hashimoto 1979:p.46, Svinth 2001) これは、イギリスにおける初めての柔術書籍の出版が 1905 年であることを考えても非常に早い⁷。ワッツは豊かな家庭の出身であり、この時期に柔術を実践するための指南書という限られた読者を対象にした書籍を執筆・発行し得たこと、また、本書が鮮明な写真印刷をふんだんに用い、厚手の光沢紙で誂えられた高価なものであることから、当時の柔術実践に関心を寄せた階層をうかがい知ることができる。ワッツはその後、ギリシア文化に関する著書も出版し、講演で世界各国を回るなど国際的に活動するが、柔術そのものに関してはそれ以降目立った活躍を見せることはなかった。

一方、同時期に柔術を始め、本稿のテーマである女性参政権運動に大きな役割を果たした人物が、エディス・ガーラッド (Edith Garrud:1872-1971) である。ガーラッドはもともと身体文化の指導者 (physical culturist) であり、また教師でもあった。同じく身体文化の指導者であった夫のウィリアムと共にロンドンに移り住んだ際、パーティツのデモンストレーションを見る機会に恵まれ、夫と共に柔術へ傾倒してゆく。その後、ウエ

ニシが主催したゴールデンスクウェアの柔術道場に入門し、ウエニシおよびタニの元で柔術を学ぶ。この時期、本道場には何人かの女性入門者が存在したが、その中でもエディス・ガーラッドは、以降の人生を通じて深く柔術と関わってゆくことになった。

1907 年には、映画会社ゴーモンの「柔術で追いはぎを撃退 (Jujutsu Downs the Footpads)」という短編フィルムに柔術のデモンストレーターとして出演し、男性を相手に柔術の技を披露した。翌 1908 年、夫のウィリアムが、イギリスを去ることになったウエニシのゴールデンスクウェアの道場を引き継ぐと、エディスはそこで女性と子供のクラスを担当するようになる。また同年より、女性の権利運動を展開する WSPU (女性社会政治同盟 Women's Social and Political Union) と WFL (女性自由連盟 Woman's Freedom League) において柔術・護身術の特別クラスを指導するようになった。この頃から、ガーラッドは女性運動との関わりを深めていくことになる。

V. ジュージュツァフレジエツツ (Jujutsuffragettes): イギリス女性参政権運動と柔術

1. 女性参政権運動の活発化

イギリスでは十九世紀半ば以降、徐々に選挙権の拡大が図られ、1885 年の第三次選挙法改正によって選挙権者は 440 万人 (当時の人口の 13%) に達し、成人男子に関してはほぼ普通選挙制を実現していた。しかしながら、女性の参政権は未だ認められておらず、選挙権獲得・社会的権利の向上を目指した運動が展開されるようになる。そうした活動組織の代表的存在として、1903 年 10 月 10 日、マンチェスターにおいてエメリン・パンクハースト (Emmeline Pankhurst) を指導者とした WSPU (女性社会政治同盟) が結成され、女性参政権を求めて活動を開始した。この団体

は女性のみで構成され、そのモットーは“言葉ではなく行動を”というものであった(Housego and Storey 2012:p.13)。

当初は機関誌の発刊やデモなどを通じた活動を行っていたが、1905年のデモでパンクハーストの娘が逮捕され、新聞などを通じて報道されたことで、WSPUは女性参政権運動家(suffragettes)の代表的な団体として知られていくようになる。ロンドンへの進出後、それまで比較的穏健な活動を行っていたWSPUであったが、一向に歩み寄りを見せない政府に対して、参政権の実現にはより強硬な手段が必要であると方針を転換し、1905

～8年にかけて運動は武装闘争(ミリタニズム)を辞さない方向へと急進化してゆく。具体的にはデモやアジテーションを過激化し、政府の建物の窓を割る、議会の建物を取り囲む柵に自らを手錠で繋ぐなどの示威行為に及ぶこととなり、そうした行為を取り締まり、集会を排除しようとする警官隊との間の衝突もまた激しさを増していった(河村2001)。

その様な社会情勢の中で、こうした状況を風刺する興味深い記事が、1907年3月13日『Punch』誌上に掲載された(図1)。



図 1

女性参政権運動家を持ち上げる警官たちの挿絵の下には“One Man One Suffragette: A Suggestions to the House of Commons' Police”(女性参政権運動家一人につき男性一人:議会警察に提案)と説明が付けられ、「警官たちは空き時間にダミーの女性参政権運動家の人形を使って、柔術の訓練をするべきだ」という意の文章が添えられている。実際に柔術ブームの後、イギリス

では軍隊や警察の一部で柔術が訓練に取り入れられるようになるなど、武器を用いない格闘・護身術として浸透しつつあったこともあり、この記事の風刺はあながち荒唐無稽な笑い話という訳ではなかった。しかし、ここで注目すべきは、この時点で柔術を学ぶべきとされるのは女性参政権運動家ではなく、それを取り締まる警官たちの方である、と見なされている点であろう。デモや集会を過

激化する女性たちを排除する上で、柔術は有効な手段だという訳である。だが、こうしたイメージは参政権運動と柔術が度々雑誌メディアに取り上げられるようになってゆく二、三年の間に、急激に変化していくことになる。

2. 女性による柔術実践

先述したように、1908 年になると WSPU と WFL においてエディス・ガーラッドによる柔術・護身術の特別クラスが提供されるようになる。これは、日増しに激しくなる警官隊との衝突から身を守るため、WSPU ではパンクハースト自身の発案で開始された。女性たちによる柔術の訓練開始から一年後の 1909 年、『Health and Strength Magazine』誌上に“Jujutsuffragettes: A New Terror for the

London Police”と銘打たれた、柔術をたしなむ女性参政権運動家がロンドン警察の脅威になっているという記事が掲載され、その文中で師範のガーラッドは「WFL の全てのメンバー中で、おそらく最も重要な人物」と評されるようになる。この際、柔術の使い手である女性参政権運動家たちを指すために、「Ju-Jutsu (ジュージュツ)」と「suffragettes (サフレジェッツ)」を組み合わせた「Jujutsuffragettes (ジュージュツァフレジェッツ)」なる造語がはじめて用いられ、以降たびたびこの呼称が登場することとなった。

そして、更に翌年 1910 年 7 月 6 日には、『Punch』誌上に“*The Suffragettes that knew Jiu-Jitsu*” (柔術を嗜む女性参政権運動家) という風刺画が掲載される(図 2)。



図 2

この絵の中では、柔術使いの女性の前で警官隊が震え上がっている様子が戯画的に描かれているが、1907 年の記事と比較して興味深い点としては、ここに至っては柔術の使い手が警官ではなく女性参政権運動家の側として描かれており、三年前とはイメージが完全に逆転しているところであ

ろう。雑誌メディアにおけるこうしたイメージの変遷は、イギリスにおける参政権運動と女性の柔術実践という結びつきが、短い期間で一般の人々の間にも浸透し、認知されていったことの表れともいえる。さらには、権利獲得のためには実力行使も辞さないという女性たちの運動の高まりもまた、商

業メディアを通じて人々の大きな関心事となっていたことを示している。そして同年の秋、こうした活動の一つのピークともいえる出来事が訪れることとなる。

1910年11月18日、当時の首相ハーバート・ヘンリー・アスキスと与党である自由党が、一定以上の資産を有する女性に選挙権を拡大する法案「Conciliation Bill」を議会の時間切れを理由に廃案としたことに端を発した大規模な女性参政権デモがWSPUによって行われた。この際、国会周辺に集まった300人以上のデモ隊に対し、警察が暴力を行使して弾圧を行ったことで騒然となり、結果として多数の負傷者(1名は後に死亡)と119名の逮捕者を出す惨事となった。この際の報告によれば、「女性たちは顔や胸、肩を殴られてもなお、無意識的に自分たちを律し、後から後へと(デモの現場へ)戻っていった。何人かの女性は、三回も四回も放り投げられているのを目撃された」(Housego and Storey 2012:p.33)という。

この事件は、後にブラック・フライデーと呼ばれ、女性参政権運動史に刻まれることになる。これまでにない警察の暴力的な取り締まりに対して、それまで女性参政権運動に対して比較的冷淡であった世論も批判の姿勢を見せ始め、新聞などのメディアも弾圧の様相を写真で掲載するなど、次第に運動の側に立った報道がなされるようになってゆく。当時、女性参政権運動の中心となっていた活動家たちの多くは中産階級の女性であったが、その淑女たちを路上に引き倒し、死者まで出したことは、階級とジェンダー双方の意味で警察や政権に対する批判を呼び起こし、彼女たちの運動に同情する機運を生み出すことにつながったといえる(Housego and Storey 2012:pp.32-34)。

VI. 女性 Jiu-Jitsu ボディガード団: 実践のための柔術

1. ハンガー・ストライキと“Cat and Mouse”法

ラック・フライデー以降、WSPU や WFL の活動はますます盛んになり、政府との間の軋轢も激しさを増していった。こうした状況にあつて、護身のための柔術の有用性もまた、女性活動家たちの間に浸透してゆく。この間、柔術の指導者であったエディス・ガーラッドは、1911年4月8日の『Health and Strength Magazine』に掲載された”Ju-jitsu as a Husband Tamer (夫を手懐けるための柔術)”という記事において柔術指南を担当し、続く7月23日の同誌においては自ら”Damsel v Desperado(乙女対ならず者)”という記事を執筆し、男性の暴漢に対する女性の柔術実践の有用性を説いている。だが、この後ほどなくして、女性参政権運動の団体は構成員個人の柔術習得に留まらず、女性柔術家を組織化してボディガード団を結成するという転機を迎えることになる。

1913年、自由党による Prisoner's Temporary Discharge of Ill Health Act(通称 Cat and Mouse 法)が議会を通過し、法律として制定された。これは、健康を害した囚人を一時的に釈放することを可能にする法案であり、当時、収監された女性参政権運動家が頻繁に用いていた抵抗手段であるハンガー・ストライキを狙い撃ちにしたものであった。絶食することで抗議の意志を示すハンガー・ストライキは、当然ながらその実践者に衰弱をもたらすことになるが、もしも収監中に容疑者が衰弱死するようなことがあれば、それを放置した当局に非難が向くことは避けられない。そこで、当時の政権がとった対応策が forcible feeding(食餌強制)と呼ばれる、強制的に食べ物や飲み物を流し込むという手法であった。自らが食物の摂取を望んでいない相手に強制的に食餌をさせるということは想像以上に困難であり、多くの場合、数人がかりで手足を拘束した上で、口や鼻から無理矢理流動食を流し込むという非人道的な手段が執られた。この方法は、収監者にとって大変な苦痛を

伴うものでもある。女性参政権運動家はこうした状況を自らの機関誌で訴え、また他の一般メディアも大きな関心を持って報道したため、イギリス社

会に大きな反響と怒りを呼び起こした。(Housego and Storey 2012:p.39) (図 3: Daily Sketch, May 1, 1913)。



図 3

世論の多くは、仮にも賤しからぬ階級に属するレディに対してこのような非人道的な扱いをする当局側に対して批判的なものであったため、自由党政権も強制食餌に代わる何らかの対応をとらざるを得なくなってゆく。そこで生み出されたのが、先述の通称「Cat and Mouse 法」であった。

本法案によって、ハンガー・ストライキで衰弱した収監者を一時的に釈放することが可能になったため、政権側は女性参政権運動家が衰弱してゆく危険も強制食餌に対する国民の批判もかわ

すことができるようになった。一方で、健康を取り戻せば再収監することができるため、運動家たちはハンガー・ストライキを続ける限り釈放と収監を繰り返されるという過酷な状況におかれることになった。逮捕と衰弱、そして釈放と再逮捕の循環によって活動家の気力と体力を奪ってゆくという、その名の通り、まさに「猫がねずみをいたぶる」ような法律であったといえる(図 4: WSPU による反「Cat and Mouse 法」ポスター〔Housego and Storey 2012:p.26 より転載〕)。

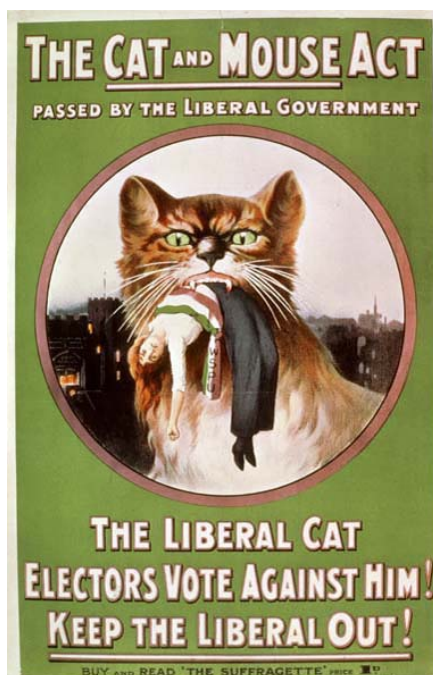


図 4

2. 私設柔術ボディガード団の結成

こうした政権側の「Cat and Mouse 法」に対して、WSPU はリーダーのエメリン・パンクハーストを含め一旦釈放された活動家を二度と逮捕させないという作戦方針で対抗することになる。この時期、WSPU は一向に進展しない政治状況に対して武装闘争を加速させており、1912 年にはその頂点を迎えた。WSPU は過去の選挙法改正が民衆の暴動によって達成されたと考えたため、それにならって「財産の破壊」という闘争方針を採り、政府関係施設にとどまらずリージェント街の商店の窓ガラスを割り、郵便ポストに火を投げ込み、美術館の絵画を刃物で切り裂くなどし、とりわけすさまじかった 1913～14 年の放火闘争は 17 ヶ月間で約百件、推定被害額は 45 万ポンドに上ったという(河村 2001:p.117)。

こうした闘争やデモ、集会の会場であって、指導者や活動家たちを警察から守り、拘束させないために、WSPU は 1913 年、エディス・ガーラッドを師範として柔術ボディガード団を結成する。ボディガード団はカナダ出身のガートルード・ハーディング(Gertrude Harding)をリーダーとし、25～30

名程度の女性メンバーから成っており、警察に所在を掴まれないため、各地を転々としながら柔術のトレーニングを行った。彼女たちは柔術の技に加えて衣服の下に忍ばせた棍棒で武装し、特に指導者のエメリン・パンクハーストを守るため警察と渡り合うことになった。ボディガード団の役割は、介入してきた警察官たちから活動家たちを守り、その間に中心人物を逃がすための時間稼ぎをするところにあった。そのため、単純に柔術を使って応戦するだけではなく、時には変装して警察を混乱させたり、パンクハーストの影武者を仕立てて本物の逃走を手助けするという戦術も採られた。

この際、柔術ボディガード団の最重要人物であったガーラッドが最前線で闘うことはほとんどなかったが、これは万一逮捕された時に指導者を失うことになるリスクを避けるためであった。また、ガーラッドは自らの道場に活動家たちを匿うこともあったという。この時期になると、激しい武装闘争とそれに対する抵抗によって、WSPU の女性参政権運動は社会の注目を集めるようになっており、先述したように「柔術の使い手としてのサフレッジツ=ジュージュツァフレッジツ」というイメージが、

社会に浸透していたといつて良い。さらに同年 12 月 19 日には、『Health and Strength Magazine』誌上でガーラッドが再び柔術のデモンストレーション

を行い、警察官の扮装をした相手に柔術の技をかける姿が掲載され、こうしたイメージに拍車をかけることになった(図 5)。

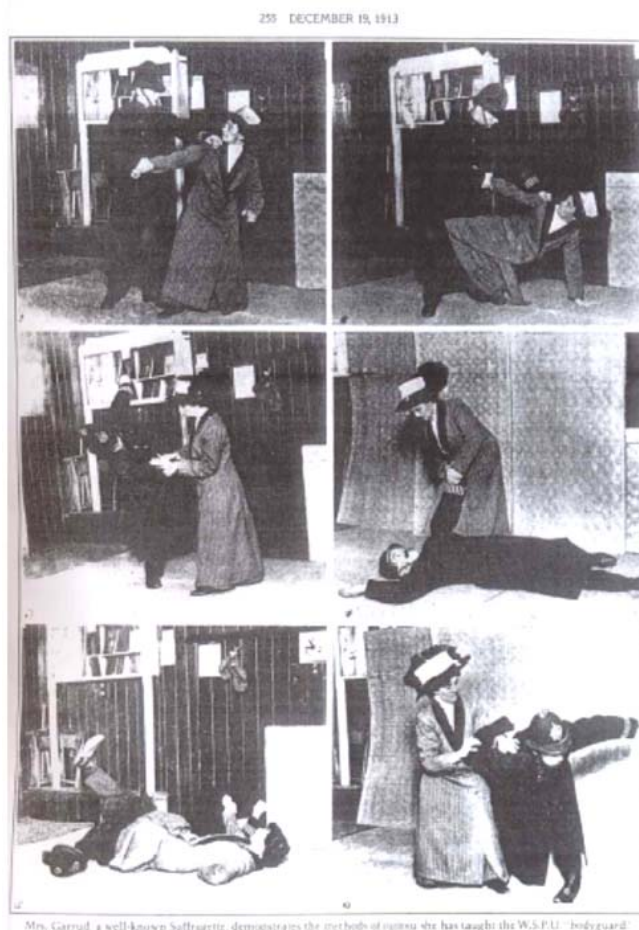


図 5

この柔術によるボディガードは実際に功を奏し、後に第一次世界大戦開戦に際して WSPU が武装闘争を解除するまでエメリン・パンクハーストが拘束されることはなかった。だが、警察との闘争において女性たちの柔術が有効であったことには、当時の女性参政権運動において特定の状況が成り立っていたことに留意する必要がある。まず、WSPU の活動主体はほとんどが中産階級の女性であったことから、警察側はこの鎮圧にあまり暴力的な手段を用いることができなかった。先に述べたブラック・フライデーや食餌強制の事例からも明らかのように、世論は比較的、女性参政権運動に同情的になっており、女性であり出身階級も高い

淑女たちに直接的な暴力を行使することは、政権側への批判を強める恐れもあった。結果として、警官隊は活動家たちを集団から素手で引き離して拘束したり、持ち上げて連行したりといった比較的穏当な手段を用いざるを得なかった。こうした制約から、生身の人間が素手で対峙する状況が作り出されたことは、柔術という武術が実戦として効果を発揮する上で非常に有利に働いたといえる。また、当然ながら、体重や身体の大きさに依存しないという柔道の最大の利点が、女性たちにとって有効であったことは言うまでもない。仮に、これ以前の選挙法改正運動などで見られたような騎馬警官の投入や、警棒などを用いた暴力的な

介入があったとすれば、おそらく柔術のみで十分な護身を行うことは困難であったろう⁸。

近代のイギリスにおけるフェミニズム運動を詳細に検討した河村によれば、WSPU は膠着状態に陥った女性参政権運動を打開するために意識的に「戦闘的」手段(ミリタンシー)を採用し、その思惑通り、「上品なみなのレイディが、会場整理の無骨な男性によって集会場から荒々しく投げ出される写真は、ヴィクトリア朝のリスpekタブルな女性観に慣れた一般大衆には十分に衝撃的なものであった」し、「女性によるミリタンシーはまさしくニュースになったのである」と指摘している(河村 2001:p.112)。これらを考え合わせると、WSPU はそのメディア戦略を含めた活動方針によって自らの存在を上手くアピールし、結果として、対抗手段として用いた柔術さえもそのイメージに取り込むことに成功したともいえるであろう。

その後、WSPUはイギリスの第一次世界大戦参戦に伴い、1914年8月、武装闘争と参政権要求を中断することを宣言し、その後は政権からの資金援助を得て戦時協力を行うようになる。この変節には批判もあったが、エメリン・パンクハーストおよび娘のクリスタベルの強力なリーダーシップと戦時下という状況もあって、方針変更は維持された。そして1917年、名称を「女性党」と変更するに至り、最終的にWSPUは解体された。さらに1918年3月、第4回選挙法改正により21歳以上の男性に加えて30歳以上の女性にも参政権が認められ、一部限定はあるものの女性参政権運動の目的であった女性の普通選挙制がほぼ実現したこと、種々の参政権運動は収束することになり、実戦手段としての女性柔術も終焉を迎えることとなった。

VII 柔術と Jiu-jitsu: イギリスにおける女性の柔術受容

1. 日英における女性柔術の相違: 修養か実戦か

これまで見てきたように、二十世紀初頭の一時期、イギリスにおいては女性による柔術が非常に特徴的なかたちで実践、受容されたことがわかる。そもそも柔術を実践するイギリス人女性の数が限られていた中で、それが実戦の手段として用いられたことは、イギリス人男性の柔術受容と比較しても大きな相違である。また、これは柔術の“本国”と言える日本の同時代と比較しても、際だって特異な現象であったといえるだろう。諸説あるが、日本における組織的な女性の柔術実践は、講道館柔道の成立後の1920年代以降であることを考えると、イギリスにおける女性の柔術実践はこれに先んじている。また、「実戦」という側面を考えた時、両国における柔術の違いは際立っており、日本においては女性の柔術・柔道を実戦に用いることはおろか、かなり時代が下るまで、乱取りや試合を念頭に置いた実践は推奨されず、修養としての側面に重きが置かれていた。こうした相違は、当然ながら武術としての柔術や柔道の文化的意味が日本の文脈から切り離され、イギリス社会において脱色されて独自の文化的文脈に位置づけられたためである。

また、この時期のイギリスにおける女性の柔術は、男性のそれが身体文化的な価値観に包摂されていったのに対し、「身体の小さい女性が体重や筋力で勝る男性を倒す」という、むしろ身体文化とは逆のベクトルの価値観を含んでいた。さらに、イギリス人男性の柔術実践が、レスリングなど他のスポーツと同じく競技として自己目的化してゆくことも一線を画していたといえる。ここには、日本とイギリスという国をまたいだ文化と、イギリス国内における女性と男性というジェンダーの、双方における相違を見ることができる。

2. 文化伝播としてのイギリス柔術

以上を踏まえて述べるならば、イギリスにおけるこの時期の柔術は、当然ながら日本文化が海外

伝播した一形態と捉えることができる。しかしながら、グローバル化以前の二十世紀初頭に、日本をはじめとしたアジア地域の文化が、近代の世界秩序の中心国ともいえるイギリスおよびヨーロッパ諸国に根付いた例はきわめて稀であり、そうした意味で柔術は文化伝播の方向を考える上で非常に興味深い事例ともいえる。

スポーツを含めた遊技的な文化の伝播に関しては、アレン・グットマンが『スポーツと帝国』(1997年)において詳細に検討しており、文化帝国主義の議論およびその批判の両側面から考察している。グットマンは、スポーツを含む文化の伝播が近代の帝国主義の力学に沿った、欧米諸国からその他の地域へという方向性、つまりは“近代の中心から周縁へ”、というあまりに単純化された図式へ還元されがちであることに批判的であり、イデオロギーとしての文化帝国主義よりも、文化的な双方向性を担保した文化ヘゲモニー論に条件付きながら与する。そして、中心から周縁へという方向に逆行する例としてポロやハイ・アライ(バスク人のペロタのキューバ版)などを挙げた上で、「逆伝播のもっと顕著な例は柔道である」と述べている⁹。さらには、「「異国の」スポーツを受容するという行為は、通例その社会の比較的富裕で教育のある層に限られてきた」と続けており(グットマン:1997 p.199)、これらの記述は本稿が考察してきたイギリスの柔術、特に上流・中産階級女性の柔術実践の説明とも良く符合する。

ここでは、スポーツという文化を巡る文化帝国主義／文化ヘゲモニー論の議論に深く立ち入ることはしない。しかしながら、少なくとも二十世紀初頭のイギリスにおける女性と柔術の受容に関していえば、一つの身体的な文化が近代という時代の世界的な勢力図とは必ずしも一致しない方向へと伝播し、さらにはその先で女性／男性というジェンダー上の異なる受容をみせたことは、文化が政治や経済の諸力とは異なる自律性を持ち

得るという可能性 即ち、文化ヘゲモニー論による伝播の説明可能性の一事例として提示することができるのではないだろうか¹⁰。

もちろん、こうした解釈に関しては留保すべき要素も残されている。例えば、この時代にイギリスやヨーロッパで沸き起こった東洋趣味という名のオリエンタリズムを考えれば、柔術もまたそのようなエキゾチックな身体技法として帝国主義的なまなざしによって消費されたといえなくはない。また、そもそも列強による植民地化を回避するためとはいえ、アジアにおいて自ら帝国化した日本を、「文化帝国主義」の影響を被る側におくことが適切であるのかという疑問も残る。これらに関しては、今後、欧米の他地域、およびアジア諸国における柔術受容を検証することによって明らかにしてゆくべき課題としたい。

【引用・参考文献】

- ・ アレン グットマン『スポーツと帝国:近代スポーツと文化帝国主義』、谷川稔、石井昌幸他訳、昭和堂、1997。
- ・ 岡田桂「一九世紀末-二〇世紀初頭のイギリスにおける柔術ブーム:社会ダーウィニズム、身体文化メディアの隆盛と帝國的な身体」『スポーツ人類学研究』 第六巻、スポーツ人類学会、2005。
- ・ 岡田桂「柔術家シャーロック・ホームズ、柔道家セオドア・ルーズベルト:英米における柔術／柔道ブームの位相と身体文化」、『海を渡った柔術と柔道:日本武道のダイナミズム』青弓社、2010。
- ・ 木下誠、「D. H. ロレンス『恋する女たち』における柔術と身体文化」『運動+(反)成長(身体医文化論 ; 二)』武藤浩史、樽沼範久編、慶應義塾大学出版会、2003。
- ・ 河村貞枝『イギリス近代フェミニズム運動の歴史像』、明石書店、2001。

- ・ ドイル、コナン『空き家の冒険』、小池滋ほか訳、東京図書、1982.
- ・ 富山太佳夫『ダーウィンの世紀末』、青土社、1995.
- ・ Anton Budd, Michael, *The Sculpture Machine: Physical Culture and Body Politics in the Age of Empire*, Basingstoke: Macmillan, 1997.
- ・ Daily Sketch, May 1, 1913.
- ・ “Damsel v Desperado”, *Health and Strength Magazine*, July 23, 1911.
- ・ “Essence of Parliament”, *Punch*, London, March 13, 1907.
- ・ Housego, M., and Storey, Neil. R., *The Women’s Suffrage Movement*, Oxford: Shire Publications Ltd., 2012
- ・ “Jujutsuffragettes: A New Terror for the London Police”, *Health and Strength Magazine*, London, March 13, 1909.
- ・ “Ju-jitsu as a Husband Tamer”, *Health and Strength Magazine*, April 18, 1911.
- ・ “Mrs. Garrud, a well-known suffragette, demonstrates the methods of jujutsu. She has taught the W.S.P.U. bodyguard”, *Health and Strength Magazine*, December 19, 1913.
- ・ Noble, Graham, “Early Ju-jitsu: The Challenges Part I”, *Dragon Times: The Voice of Traditional Karate*, Issue No. 5, 1996 (pp.23-24).
- ・ *Pearson’s Magazine*, London, March, 1899.
- ・ Shaw, George, Bernard, Major Barbara, Constable, 1920 (舞台の初演は 1905 年、戯曲初版は 1907 年)
- ・ Shortt, G. J. and Hashimoto, K., *Beginning Jiu Jitsu Ryo-i-Shinto Style*, London: Paul H. Crompton Ltd., 1979.
- ・ “The Suffragettes that knew Jiu-Jitsu”, *Punch*, London, July 6, 1910.
- ・ Svinth Joseph R. “The Evolution of Women’s Judo, 1900-1945”, *InYo: Journal of Alternative Perspectives* Feb 2001 (オンラインジャーナル)
- ・ Watts, Roger, photographs by Beldam, G. W. *The Fine Art of Jujutsu*, Heinemann, 1906.

¹physical culture は、その語義に沿えば「身体鍛錬」と訳す方が適切ではあるが、これまでの先行研究事例において身体文化という訳語が用いられてきたため、本稿でもそれを踏襲した。

²二十世紀初頭のアメリカにおける柔術を考察した以下の研究には、一部女性の実践に関する言及がある。藪耕太郎「前世紀期転換期のアメリカにおける柔術をめぐる緊張関係 H.I.ハンコックによる柔術教本と“The New York Times”の分析を中心に」(未刊行:立命館大学での研究会発表資料)二〇〇七年

³ミシェル・フーコー『監獄の誕生:監視と処罰』(1977 年)参照。また、三浦雅士『身体の零度』(1994 年)にも同様の視点が見られる。

⁴造士會編纂による『サンドウ體力養成法』(1900 年)が発行されている。本書は雑誌『國土』に連載された内容を増補の上、出版したものであり、サンドウが提唱し、自らの書籍や雑誌に掲載した鉄アレイなどを用いた身体鍛錬法がまとめられている。また、本書には造士会長としての嘉納治五郎による序文が付記されており、嘉納がヨーロッパを外遊した際にサンドウとその身体鍛錬法の評

判を聞き及び、日本人の体力向上に資すると考えて訳出した旨述べられている。

⁵アントンパッドは、当時の身体文化メディアの主な購読層が、中産階級の中でも特に下層中産階級を中心としていたこと指摘している。ただし、後に身体文化に包含されてゆくとはいえ、ブームの当初、柔術を実践した人々の多くは上層～中層中産階級であったことから、身体文化を支えた中産階級の幅はかなり広いといえる。

⁶本名は Emily Diana Watts であるが、後述する柔術書籍の著者名は「Mrs. Roger Watts」としている。また、彼女にはもう一冊の著作（『The Renaissance of the Greek Ideal』Frederick A. Stokes Co., 1914.）があるが、本書では Diana Watts (Mrs. Roger Watts) と併記しており、名称を使い分ける理由は不明である。なお、“Roger”は男性に多く見られる名ではあるが、女性名としても通用している。

⁷確認できる限り、イギリスで最も早く発行された柔術に関する書籍は以下の二冊であり、前者は柔術ブームの立役者の一人である上西貞一、後者は谷と上西のマネージャーを務めたウィリアム・バンキアによるものである。Sadakazu “Raku” Uyenishi, Text Book of Ju-Jitsu as Practised in Japan, London : Athletic Publications, 1905. Bankier, William. Ju-Jitsu: What It Really Is, London: Apollo’s Magazine, 1905. 尚、翌年 1906 年には、谷と三宅太郎（一時期、谷と共にゴールデンスクウェアの道場で柔術を指南していた）による書籍も発行されている。Taro MIYAKE and TANI (Yukio), The Game of Ju-Jitsu, for the use

of schools and colleges: 91 illustrations. Drawings by George Morrow. Edited by L. F. Giblin and M. A. Grainger., London : Hazell, Watson & Viney, 1906. これらを考え合わせると、ワッツによって初の女性による柔術教本が同年に発行されていたことは、驚くべき事といえるかもしれない。

⁸こうした、柔術が実践として有効に機能する空間的な条件や間合いに関しては、池本淳一氏（早稲田大学スポーツ科学学術院）から重要な示唆を受けた。

⁹ただし、ここでは「この競技がヨーロッパと合衆国に定着したのは、第二次世界大戦に敗れて占領下におかれた日本が、瓦礫の中からかろうじて復興しはじめた頃のことだったからである」としており、柔術（柔道）の欧米伝播に関して時代的な誤りがある。この記述はグットマンが参照した先行研究に基づくものであるが、現在、柔術や柔道の伝播がこれよりはるかに早かったことは、複数の研究によって明らかにされている。（代表的なものとしては『海を渡った柔術と柔道』（引用・参考文献参照。）

¹⁰こうした伝播の方向性が逆転する他の事例としては、ジェムとフィスターによる、カナダにおけるラクロスの近代スポーツ化と文化の相互転移（cross-cultural transfer）が挙げられる。（Gems, Gerald, R. and Pfister, Gertrud, Understanding American Sports, Routledge, 2009: pp.40）